

令和6（2024）年度第3回那須塩原市国民健康保険運営協議会 議事録

日時：令和7（2025）年1月31日（金）

午後2時～3時30分

場所：那須塩原市役所 本庁 303会議室

【出席委員】

- (1) 被保険者を代表する者
真船 美津枝、寺戸 博道、池沢 きそ子
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者
武田 敏康、澤田 麻希
- (3) 公益を代表する者
人見 和夫、菊地 裕子、平井 正美、加藤 拓央、高澤 寛人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する者
金子 哲也

【欠席委員】

- (1) 被保険者を代表する者
幸田 理雅、川上 安雄
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する者
瀧田 雅仁、原 孝志、森山 俊男

【説明に参加した者】

保健福祉部長 板橋 信行
国保年金課長 江連 宣仁、同課長補佐兼管理係長 関根 達弥、
同課国保年金係長 小出 涉美、同課主査 水野谷 麻実
高齢福祉課長 秋元 武志
健康増進課主幹 根本 カヨ
課税課長補佐 礪 将央
収税課長 相馬 和男

【書 記】

国保年金課主査 水野谷 麻実

【会議録署名人選出】

真船 美津枝委員、寺戸 博道委員

【議題】

会長及び会長職務代理者の選出について

<報告案件>

- (1) 令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（案）について
- (2) 令和7年度国民健康保険特別会計当初予算（案）について
- (3) 那須塩原市国民健康保険の状況について
- (4) 令和7年度保健事業・医療費適正化に係る主な取組について
- (5) マイナ保険証移行への取組について
- (6) その他

【議事録】

- 1 開会
- 2 副市長挨拶
(省略)
- 3 仮議長選出
人見 和夫委員
- 4 議事録署名人選出
真船 美津枝委員、寺戸 博道委員
- 5 議題
会長及び会長職務代理者の選出について
会長 加藤 拓央委員
会長職務代理者 人見 和夫委員

会長挨拶

(省略)

会長職務代理者挨拶

(省略)

〈報告案件〉

(1) 令和6年度国民健康保険特別会計補正予算(案)

○委員

第3号補正の補正内容の繰入金の職員給与費等繰入金、第4号補正の職員給与費等繰入金というのがあるのですが、この職員はどういった方を示しているのでしょうか。国民健康保険に携わる特別な職員の方がいらっしゃるからこういうものなのか、給与費に充てられることがちょっと分からないので御説明お願いいたします。

○事務局

支払っている対象につきましては、国民健康保険の事業の運営に関わる職員となつてございますので、私ども国保年金課の職員、それから西那須野庁舎・塩原庁舎で国民健康保険に携わっている職員を対象としてございます。なお、対象とする根拠になります。毎年度国の方からこういう経費については国民健康保険税で賄うのではなくて、一般会計からの繰入金で賄いなさいというルールが示されておりまして、先程申し上げました国民健康保険に関わる国保年金課ですとか、それから課税課のうち国民健康保険税に関わる職員ですとかそういった者に対する費用について、一般会計繰入金ということで一般会計からお金を頂戴してその職員の給料等々に充当しているものでございます。

○委員

ということは、いち一般市民とすると、市役所の職員の方々が受けている給与の他に国保担当になられた方には別途手当が出ているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

上乘せで出ているのではなくて、一般会計から出るのではなくて、特別会計からだけ一般会計の職員と同じ基準でもらっているということです。上乘せではなくて、通常の職員と同じ給与をもらっておりますが、そこで処理する会計が違っていただけで、お財布が違うだけでもらっている職員の手当は同じですし、それに加えて国保の職員だからということはありません。

○委員

ということは、この繰入金というのは市に入っていて、国保担当の方の手当になっているわけではないということですね。

○事務局

一般会計の方から負担してもらう給料ではあるんですが、他の職員とは別にそれから上乗せしているものではないです。

○委員

ということは、大元に入っているということですよ。この給付金が国保や国保税に関するお仕事をした方に行くのではなくて、皆さんは国保年金課だからこの金額なんだということではないですよ。

○事務局

そうではなくて、国保に携わっている職員の給料について、一般会計の方からお金を頂戴してもらっているということです。水道等になりますとまた別ですが、一般会計の通常の窓口の職員、道路や農業に関わる職員と同じように給料をもらうわけですが、道路や農業に関わる職員については一般会計で皆さんの市税を頂戴して給料として職員に渡していますが、国民健康保険に携わる者については、一般会計で一旦もらったお金から特別会計に出していただいて給料を頂戴することということで、ワンクッション置くといいますか、一般会計で集めておいてそこから特別会計に出していただいて、特別会計の職員としてそのお給料を頂戴する。ただ、基準ですとか額につきましては全く変わらない、そういったものでございます。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○委員

要するに、国保の特別会計に携わる国保関係の職員は、この会計上に入れなければならないということですよ。だからその分の給与については、一般会計から入れるということですか。

○事務局

おっしゃる通りでございます。

○委員

もう一つ、イメージ図の市の方の歳入総額の基金繰入というのは、財政調整基金の意味でよろしいのでしょうか。他にもあるのですか。

○事務局

財政調整基金でございますが、一般会計の財政調整基金とは別に、国民健康保険特別会計独自に財政調整基金を持ってまして、そこからの基金取り崩しになってございます。

○委員

名前は同じだけど、国保の財政調整基金というのがあるんですね。

○事務局

おっしゃる通りです。今まで納めていただいた国保税の余剰金額を積み上げてきたものが国民健康保険特別会計財政調整基金、一般の方は、市税の積み上げで一般会計の財政調整基金です。

○委員

それはいくらあるのですか。

○事務局

令和5年度末で27億5千万程度でございます。

○委員

基金は減少傾向なのですか。

○事務局

どちらかというと減少傾向ですが、概ねここ2、3年は28億円程の数字を保っています。

○会長

他にございませんか。無いようですので、報告案件（１）令和６年度国民健康保険特別会計補正予算（案）についての報告を終わります。

（２）令和７年度国民健康保険特別会計当初予算（案）について

○会長

質問意見等がある場合は挙手をお願いいたします。

一意見なし

（３）那須塩原市国民健康保険の状況について

○委員

収税課さんの取組、とても大変なことだと思うんですけども、４番の口座振替の推奨とありますが、那須塩原市の国保税納付に当たって、今若い世代の方々はペイペイで支払ったりとか、バーコード決済とかあると思いますが、そういった今風の取組もなさっているのでしょうか。

○事務局

納付方法の手段ということですが、スマホのアプリや QR コード、電子納付など様々なチャンネルの方法は用意してございます。

○委員

その場合の手数料等は。

○事務局

手数料はそれぞれの納付方法によって異なります。手数料はほぼ市の方で負担しています。特に今取組として口座振替の御案内を差し上げておりますが、これは市が負担する手数料で、お客様の負担はないんです。お客様が振り込む手数料はないんです。市の方だけが徴収の手数料を支払いますが、口座振替の手数料が１件あたり１１円ということで、一番安いです。ですので、口座振替を進めているということがございます。きっかけは、新聞等でも御覧になったかと思うんですが、令和６年の１０月から足利銀行等の金融機関の窓口で納付書で税金を支払う場合に、市の負担が１件当たり１１０円ということで、それまでは無料であったものがお金がかかるようになってしまったんですね。そんなところもございまして、市の経費負担が一番安価な口座振替を推奨している所でございます。

その他コンビニであったりスマートフォン納付であったりがあるんですが、コンビニ納付ですと、今現在１納付書当たり５５円を市が負担しているという現状でございます。

○委員

市の負担がそのように大きいというのを本当に今知ったところなんですけど、市民としてというか払う側の手数料としては、税金の納付とかもそれこそパソコンやスマホ等で納付出来てしまうので、行くのがめんどくさいなと思うとそっちでやってしまったりもあるんですが、その時に支払う側の手数料も結構高いんですよね。３００円とか。だから、もっと払う側が負担しないで払い込めるというか、ただコンビニの紙の納付の時は赤い紙ですから手数料がないが、市の方が手数料が高いのかというのを今分かったんですが、お互いウィンウィンになれるような良い納付方法があるといいなと思いますし、銀行の手数料が色々高くなってきているのを感じるの、見直しの時なのかなというのをお話をいただいて思いました。

○委員

大雑把な話ですが、今どんどん被保険者数が減っていくわけですが、保険者数が減

るというのは、財政にとっては良いことなのか悪いことなのかどちらでしょうか。

○事務局

一概には増えたから良い、減ったから良いではなく、何に着目するかによります。税を一定程度お支払いいただける所得のある方が減っていくとだいぶ痛手が大きいですが、収入によって国保税の軽減や免除がありますので、そういった方が減った影響につきましては、給与所得者が減るよりは少ないというところではあります。ただ、トータルで言えば被保険者数が減ると、賄う財源がなくなることになりますので、一般的に言えばやはり一定程度規模は確保しておかないと辛いかなと考えております。

藤会長

他にありますか。無いようですので、報告案件（3）那須塩原市国民健康保険の状況についての報告を終わります。

（4）令和7年度保健事業・医療費適正化に係る主な取組について

○委員

6番の医療費通知事業ですが、今10月までののが1月か2月にくるよね。なんとか1月から12月の分が1月か2月に来てくれると、確定申告に役立つのですが、そういうわけにはいかないのかなと。

○事務局

受診した分のレセプトが医療機関から国保連合会というところにまず1カ月後に行くのですが、その翌月に国保へ情報が来まして、そこから通知作成となるので12月分までの通知を確定申告に間に合うように送るのが難しい状況です。ですので、11月12月分につきましては、領収書等で対応していただくよう皆様をお願いしております。

○委員

5番の健康度アップ事業ですが、令和6年度だとどれくらいの方がこの事業に参加されたかは分かるのですか。

○事務局

例年100名前後で事業に参加していただいているのですが、令和6年度につきましては107名となっております。参考までに令和5年度は97名ということで、若干ではありますが増加傾向となっております。

○委員

参加した方は3か月たった後、健康増進施設で続けてやられたりという後追いの調査はしていますか。興味深いので聞きたいのですが。

○事務局

後追いの調査ということでは調べてはいないのですが、3か月たった後にアンケート調査はしておりまして、過半数の方が今後も運動習慣を続けていきたいという御意見はいただいております。

○委員

8番の重複受診対策事業についてですが、これは重複受診の方と重複薬剤の方がいるということだと思いますが、どのくらいいるのですか。

○事務局

実際に対象となった方は、令和5年度は7名の方がいらっしゃいました。

○委員

ほとんどいないのですよね。僕らがやっていて、ほぼほぼ薬局で消去しているところで、外に出る事例は僕自身は聞いたことがなかったので質問しました。

○会長

その他質問はございますか。無いようですので、報告案件（４）令和７年度保健事業・医療費適正化に係る主な取組についての報告を終わります。

（５）マイナ保険証移行への取組について

○委員

基本的な質問になりますが、マイナ保険証というのは自分から申し込まないと駄目なんですね。

○事務局

まず、マイナ保険証と簡単に言ってしまいましたが、マイナンバーカードに保険証の利用登録を紐づけしたものとなります。マイナンバーカード自体も発行は任意になりますので、マイナンバーカードを任意で登録を希望されてその上で保険証の利用登録も希望されてお手続きをされた方になります。

○委員

私もマイナ保険証の紐づけはしてあって、大学病院等で使う場合はその場でというか診察に行ったときに使えるのですが、個人病院等ではマイナンバーカードのリーダーの設置、那須塩原市の病院や薬局等でどれくらい浸透しているのか、人間による確認がまだまだ圧倒的なのかなかとは思いますが、リーダーの設置率はどれくらいですか。

○事務局

市内のリーダーの設置率についてですが、国の方からになりますますが市内の医療機関の９０％以上に設置してあるとのことと報告いただいております。

○会長

他にございますか。無いようですので、報告案件（５）マイナ保険証移行への取組についての報告を終わります。

（６）その他

みなさまから何かございますか。
一意見なし

６ その他

○事務局

委員の皆様から何かございますでしょうか。
一意見なし

○江連国保年金課長

それでは事務局から１点ございます。

来年度開催予定の国保運営協議会の日程について私の方から御案内させていただきます。みなさま次第６のその他のところを御覧いただきたいと思います。日時を載せてございます。第１回は令和７年７月３１日木曜日、第２回が令和７年１２月１７日水曜日、第３回が令和８年２月１３日金曜日ということで、お時間につきましてはいずれも１４時から、会場につきましてはこちらの会場となっております。

以上をもちまして令和６年度第３回那須塩原市国民健康保険運営協議会を閉じさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

７ 閉会